（登録事項）

第二条　公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地

［四・五　略］

六　公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

七　公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

八　［略］

九‖　法第二十一条第二項（第一号に係る部分に限る。第十一条第一号において同じ。）の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その年月日

十‖　法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び年月日

（開業登録の申請手続）

第四条　［略］

２　前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

［四・五　略］

六　会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる書類のいずれか

［イ・ロ　略］

七　法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

八　法第四条第二号から第九号まで及び第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

九‖　法第十八条の二第三号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十‖　［略］

（登録の抹消に関する届出手続）

第七条　公認会計士等が法第二十一条第一項各号（第三号にあつては、法第四条第六号に係る部分を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき、又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

（登録事項）

第二条　公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地

［四・五　同上］

六　公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

七　公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

八　［同上］

［号を加える。］

九‖　法第二十九条（法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

（開業登録の申請手続）

第四条　［同上］

２　前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

［一・二　同上］

三　戸籍の謄本又は抄本

［四・五　同上］

六　会計士補の開業登録申請書にあつては、次に掲げる証書又は書類の写し

［イ・ロ　同上］

七　法第四条第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

八　法第四条第二号、第三号及び第五号から第八号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

［号を加える。］

九‖　［同上］

（登録のまつ消に関する届出手続）

第七条　公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第三項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。